



陶山訥庵先生肖像

対馬歴史民俗資料館報

第30号
平成19年2月20日

編集・発行
長崎県立対馬歴史民俗資料館
市原町今屋敷
郵便番号817-0021
電話(0920) 52-3687
印 刷 所
諫早市長野町1007-2
(株)昭和堂
電話(0957) 22-6000

陶山訥庵は、一六五七年十一月二十八日対馬藩の儒医・陶山玄育の跡継ぎとして対馬府中の金石育に生まれた。幼名は五一郎以直、後に玄明に改められた。門下六百人の中でも頭角が現ったが、十六歳で順庵の下を去り、奈良で知行一致の陽明学を学んだ。帰国して、家督を継いだが二十四歳であった。その後は、小柄ではあつたが、幼い頃から大変才知にたけており、十一歳で、京都の大儒学者、木下順庵の門に入つた。門下六百人の中でも頭角が現ったが、十六歳で順庵の下を去り、奈良で知行一致の陽明学を学んだ。帰国して、家督を継いだが二十四歳であった。その後は、陶山訥庵は甚大で、農林業に対する影響は計り知れないものがあります。江戸時代に陶山訥庵が行つたイノシシ狩りは、今生きる者にとっても大きな関心事であり、その言行は示唆に富むものがあります。

対馬の三聖人（雨森芳洲・陶山訥庵・賀島恕軒）の一人と言われる陶山訥庵が、生まれて今年（二〇〇七年）は三五〇年になります。対馬歴史民俗資料館では、今年度六月一日から七月二日まで特別企画展「陶山訥庵展」を開催し好評を得ました。

現在、対馬の田畠を荒らすイノシシの被害は甚大で、農林業に対する影響は計り知れないものがあります。江戸時代に陶山訥庵が行つたイノシシ狩りは、今生きる者にとっても大きな関心事であり、その言行は示唆に富むものがあります。

農聖 陶山訥庵（庄右衛門）・生誕350年

館長 長嶋耕一



自警歌廿首から抜粋すると、
○人をねたみ 身をほこることそ いやしけれ 身
のため人のためはおもはで
(自分の置かれた立場や、他人のことを考えずに、
人をねたみ自分を誇ることは恥ずかしい)
○あやまりを しれる後にも あらためず かざ
(過ちに気付いた後に改めず、表面を取り繕うことは、おろかなこと)
○なき罪を ありといひける そしりをも 聞き
すてにせず かねてつつしめ
(ありもししない事をあるという非難も聞き捨てないで、普段から身を慎んでいなければならない)
(自警歌・対馬高糸瀬説)

【参考文献】
「陶山訥庵先生小伝」「郷土の先駆者たち」

本資料館は、主として宗家文庫史料の保管補修や研究に努めています。今年度で一紙物（約四万点）の調査がほぼ終了し、今後目録化に取り組みます。さらに、冊子物（約三万余冊）の再調査も始めます。それが終了すれば、国指定重要文化財として認定されるでしょう。なお、対馬歴史民俗資料館は、来年度開館三十周年を迎え、朝鮮通信使四〇〇周年の取組をします。

今後とも、本館の事業に対しまして、御支援、御協力をいただきますようお願い申上げます。

るものかとか、生き物の種を絶つのは残酷だとか、種々の物議が噴出し冷たく非難する者も多くいた。訥庵は、「農民が苦しむのを黙視するのは為政の道ではない。治民の第一義は食足るにある。食足りない人の終極は最も忌避すべき惡習におちいる、ことに対馬は海の果てに位置し交通不便だから食料の独立を計らねばならない。かつ一朝事ある場合は備蓄が必要である。それには何よりも先に猪を退治せねばならぬ。猪を退治することは開墾地の少ない対馬においては耕地開拓に等しい」と、對馬の三聖人（雨森芳洲・陶山訥庵・賀島恕軒）の一人と言われる陶山訥庵が、生まれて今年（二〇〇七年）は三五〇年になります。対馬歴史民俗資料館では、今年度六月一日から七月二日まで特別企画展「陶山訥庵展」を開催し好評を得ました。

現在、対馬の田畠を荒らすイノシシの被害は甚大で、農林業に対する影響は計り知れないものがあります。江戸時代に陶山訥庵が行つたイノシシ狩りは、今生きる者にとっても大きな関心事であり、その言行は示唆に富むものがあります。

対馬の三聖人（雨森芳洲・陶山訥庵・賀島恕軒）の一人と言われる陶山訥庵が、生まれて今年（二〇〇七年）は三五〇年になります。対馬歴史民俗資料館では、今年度六月一日から七月二日まで特別企画展「陶山訥庵展」を開催し好評を得ました。

現在、対馬の田畠を荒らすイノシシの被害は甚大で、農林業に対する影響は計り知れないものがあります。江戸時代に陶山訥庵が行つたイノシシ狩りは、今生きる者にとっても大きな関心事であり、その言行は示唆に富むものがあります。

略年表（『陶山訥庵先生小伝』より）

和暦	西暦	主な業績
明暦3	1657	11月28日府中金石に生まれる。
明暦7	1667	木下順庵の門に学ぶ。（～寛文11年まで）
延宝5	1677	遊学を終え、対馬に帰る。
延宝8	1680	家督を継ぐ。
貞享2	1685	「宗氏家譜」を編修する。
元禄8	1695	竹島問題（朝鮮名 鶴陵島）が解決する。
元禄11	1698	9月 界川（境川）の論争の解決のため、久留米に行く。
元禄12	1699	3月 郡奉行を仰付けられる。
元禄13	1700	10月 残猪令が発せられ、12月から追詰が始まる。
宝永2	1705	鉄砲屋を設け、鉄砲の製造に着手する。
宝永3	1706	窮民屋を設け、身寄りのない老人や病人を救う。
宝永5	1708	郡奉行を免ぜられた。
宝永6	1709	対馬南端の豆畠の追詰をもって、シン狩りが終了する。
享保7	1722	5月 農業全書約言10月老農類語を八郷に配布する。
享保9	1724	甘藷説、栗孝行芋植立下知覚書を著わす。
享保12	1727	郷村農事録、農書輯略、農政問答を著わす。
享保16	1731	受益談を著わす。
享保17	1732	6月24日 死去する。

「猪鹿逐詰之次第」にみる 陶山訥庵の猪狩り

とに考察していきたい。

庄右衛門は、「口上覚」でまず、

「ここ十五年来の農作物の不作によ

はじめ

近年全国的に、動物による農作物への被害が取りざたされている。熊、猿、猪、鹿など従来、山で生息しているはずの動物たちが麓におりてきてしまは、餌を求めて田や畑を荒らすという現象がそれである。この現象は

全国的に問題となつており、いろいろな方策がとられているが、思うようには成りが上がつていないので現状である。このような傾向は、ここ対馬でも年々深刻になり始めており、

倭裕一

陶山訥庵は、名を庄右衛門といい、明暦三年（一六五七）十一月二十八日、府中（現在の厳原）に生まれている。（今年は、奇しくも庄右衛門生誕三五〇年、亥年である。）若い頃には木下順庵の下で学び、その後京都などで遊学し、延宝八年（一六八〇）に家督を相続している。家督相続後は対馬藩のために尽力し、京都などでは遊学し、延宝八年（一六八〇）に家督を相続している。家督

太平、元禄の頃、猪の被害に苦しむ農民のため、島に生息する猪を全滅させたその人である。しかしながら、どのようにして何万頭ともいわれる猪を退治したのかという点では余り知られていないのではないか。そこで、陶山訥庵がどのように猪を退治したかを『猪鹿逐詰之次第』という陶山訥庵が立案した計画書をも

とそれに対応する藩の回答である「覚」について、どのような内容であつたかを確認していきたい。

猪鹿逐詰の許可を求めた「口上覚」とそれに付随する藩の回答である「覚」について、どのような内容であつたかを確認していきたい。

一 理路整然とした考え方

十五年以来御郡中之夏作雨霧ニ損秋作旱風霜ニ損し夏秋之作ニ虫付候度々有之困窮之百姓數多ニ成候：（中略）百姓之成り立ハ農業ニ力をつくし可申より外之儀無御座候故他國之百姓之仕形などを承り合せ申教江候得共御国之作所ハ山中ニ有之候而猪荒れ強ク猪牆猪ニ仕リ候儀難成作物を大分猪ニ喰ろそかニ成り申由ニ相見江候

つまり、猪鹿逐詰を行なうことは、被害に苦しむ農民の願いであり、また、藩の財政を立て直す絶好の機会であるため、藩を、あるいは島をあげてこの難事業に取り組むべきように申し出たのである。

以上のよう、「口上覚」を見る時、庄右衛門の理路整然とした考え方があげてこの難事業に取り組むべきよう之御物成を差上可哉与奉存候

：（略）：作物出来増し候ハ、数年之後ハ御年貢公役銀之皆済只今之様ニハ延引不仕猪荒与而差上候処をも定り之御物成ニ而請込ニ猪荒れと而差上置其後少之御物成を差上候処も猪荒れ止ミ候ハ、以前に申し出たのである。

以上のように「口上覚」を見る時、庄右衛門の理路整然とした考え方があげてこの難事業に取り組むべきよう之御物成を差上可哉与奉存候

る。それは、猪の被害から農作物を守るために、とりもなおさず、藩の財政を守ることを意味する。よつて、藩としてもこの農民の意思を尊重し、藩をあげて、猪の逐詰を実行すべき事を訴えたのである。

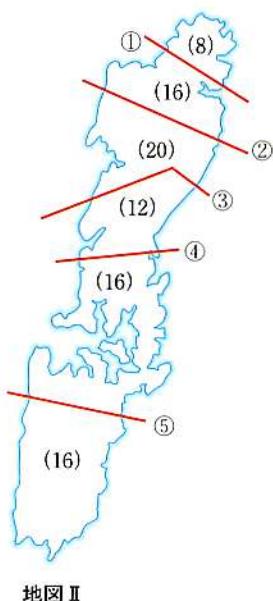
この「口上覚」は、元禄十三年(一七〇〇)十月六日に陶山庄右衛門と平田類右衛門の連名で、家老・杉村頼母に提出されている。これを受け、元禄十三年(一七〇〇)十月九日には、杉村頼母から陶山庄右衛門と平田類右衛門宛に猪鹿逐詰の許可がおりている。所謂「殲猪令」である。

此程書付ニ而被申出候ハハ郷猪荒甚大分之作物を損さし百姓共殊外難儀仕り候ニ付豊崎郷より段々ニ猪を逐詰候常ニ仕切牆をいたし度由百姓共願候之旨被申出則何茂遂相談候所別而支リも無之候間願之通可被申付候江戸表江可被仰越候得共其返事相待候ニハ不及候条能時分より段々可被申付候以上十月九日

平田類右衛門殿
陶山庄右衛門殿
杉村頼母



地図I



地図II

「口上覚」とそれに対する回答である杉村頼母の「覚」を読んだ時は、一つの疑問がわいてくる。それは、日付けの問題である。「口上覚」が提出されたのは、元禄十三年(一七〇〇)十月六日であるのに對して、杉村頼母が出した「覚」は、元禄十三年(一七〇〇)十月九日である。猪鹿逐詰の願いを出して許可されるまでにわずか、三日間しか要していないことになる。当時の対馬藩にとってこの計画は、大事業といつてよく、

このように庄右衛門が提出した「口上覚」とそれに対する回答である杉村頼母の「覚」を読んだ時は、とても考えにくい。実は、庄右衛門は、元禄十二年(一六九九)の三月に郡奉行の役につき、翌年九月には、「猪鹿逐詰之次第」といわれる猪鹿逐詰の計画書を郡奉行所から出していたのである。この計画書には、緻密に計算された事柄が詳細に記されており、対馬藩は、この計画書を事前に検討し、「殲猪令」を出す運びとなつたのである。ここ

これを行うにあたってわずか三日間でこのような大きな決断を下したとはとても考えにくい。実は、庄右衛門は、元禄十二年(一六九九)の三月に郡奉行の役につき、翌年九月には、「猪鹿逐詰之次第」といわれる猪鹿逐詰の計画書を郡奉行所から出していたのである。この計画書には、緻密に計算された事柄が詳細に記されており、対馬藩は、この計画書を事前に検討し、「殲猪令」を出す運びとなつたのである。ここ

表I 大垣、内垣について『猪鹿逐詰之次第』より

大垣	西の出崎	東の出崎	直線距離	峯伝に換算	内垣
①大垣	唐舟志の東	西津屋佐須奈の間	4里	6里	①大垣の北9里
②大垣	湊村刈生の間	五根緒琴村の間	7里	10里	②大垣の北23里
③大垣	女連津柳の間	志多賀小鹿の間	5里	7里	③大垣の北30里
④大垣	銘村小綱の間	佐賀久志(櫛)の間	6里	8里	④大垣の北15里
⑤大垣	今里阿連の間	鶏知根緒の間	5里	7里	⑤大垣の北18里
					⑥大垣の南28里

「このたびの書付で申し出があつたように、猪の被害に苦しむ農民を救う手立てとして、猪を逐詰る為の仕切り垣を豊崎郷から徐々に築き、猪を退治したいとの農民からの願いを検討したところ、支障はないとの結論になり、願いのとおりに江戸へ申し出ることにした。江戸からの返事を待つには及ばないので、よい時期を選んで実施しなさい。」といふものであった。

猪鹿浦ヲ渡ルヘキユヘ浦ニハ船ヲ備ヘ置クヘシ右ノ如スレバ内垣ノ

江戸時代の対馬の行政区画は、地図Iのよう八郷に分けられていた。この八郷からなる対馬に地図IIのように豊崎郷から段々に大垣を築き、さらにその大垣の中にそれぞれ内垣を築いて猪鹿を逐詰していくのである。

图Iのよう八郷に分けられていた。この八郷からなる対馬に地図IIのように豊崎郷から段々に大垣を築き、さらにその大垣の中にそれぞれ内垣を築いて猪鹿を逐詰していくのである。

「猪鹿逐詰之次第」によると、一番目の大垣は、唐舟志の東の出崎より西津屋・佐須奈の間の出崎まで四里(約16 km)、その内垣は八つ。二番目の大垣は、湊村・刈生の間の出崎から五根緒・琴村の間の出崎まで七里(約28 km)、その内垣は十六。三番目の大垣は、女連・津柳の間の出崎から佐賀・小鹿の間の出崎まで五里(約20 km)、その内垣二十。四番目の大垣は、銘村・小綱の間の出崎で六里(約24 km)、その内垣十二。五番目の大垣は、今里・阿連の間の出崎から佐賀・久志(櫛)の間の出崎まで五里(約20 km)、その内垣十六。五番目の大垣の南の内垣十六。(地図II、表I参照)このように大垣五つと内垣八十八を毎年に築き、逐詰る計画である。

内ノ坪半里ニ一里半程ニナリ猪鹿ヲ逐詰ルニ便リアルヘシ内牆ノ路ニ當リタル處ハ木戸ヲ構へ置クヘシ逐詰ノ處ハ内牆ノ内ニテ無用ノ地ヲ狭ク仕切テ其内ニ逐込ミ廻りノ墻ハ年々新シク仕替ヘシ逐詰處ノ墻ハ少シノ町壤ナルユヘ別二積リヲ出サズ大墻内牆ヲ餘計二積ルユヘ餘計ノ分ニテ逐詰處ノ墻ヲ構ヘ終ルヘシ

「逐詰の日には、猪鹿が浦を渡るので、船を備えよ。」ともいつてゐる。さらに、一つの内垣の面積は半里×一里半（ $2\text{ km} \times 6\text{ km}$ ）四方とし、その内垣の中には、猪鹿を逐詰する所をつくるように指示している。その他に

でさらに庄右衛門の計画の緻密さをあらわす部分として、「猪鹿を逐詰る所の垣は、大垣、内垣を多めに見積もつてゐるので、その余った分は猪鹿を逐詰る所の垣に使いなさい。」と指示しているところである。

それの役割分担をしつかりさせて、仕事に適した者を使いなさい。」と詳細に指示している事からも、その緻密さを伺う事ができる。また、垣の高さは、大垣が六尺（約1・8m）、内垣が五尺（約1・5m）にあわせ築き、大垣の材料は、まさき・うべ・あけびを使い、内垣は、葛かつらを使う事も付け加えている。このような細かな指示は、実際に作業に従事する者や指揮をとる者にとって、大変わかりやすく、作業しやすいものであるといえる。その他にも、「猪鹿逐詰之次第」の全体からこのよくな緻密さが伝わり、非常に感心される。

三 統計に基づく計画

また、「猪鹿逐詰之次第」にみる庄右衛門の計画を検証する上で感じられることは、緻密さだけではなく、確実な統計をもとに作業の割り当てや分担を決めているという点である。例えば、表Ⅲで見られる

表Ⅱからもわかるように郷ごとに作業が可能な人数を割り出し、分担するのである。例えは、表Ⅲで見られるように①の大垣、内垣（地図Ⅱ参照）には、豊崎郷と佐護郷の作業可能な九六〇人中六一二人を大垣、内垣を構える作業に割り当て、二十日で作業を終えると仮定して、合わけて一万二二四〇人が作業に必要な人數として計算している。以下の大垣、内垣も同じように見積もり、大垣、内垣、内垣づくりの作業には、総計で十二万七四四〇人の人夫が必要とされ、牛馬を引いて木やかずらを運ぶ者何人、牛馬を構える者何人というようにそれ

木を切り、かずらを切る者何人、牛馬を引いて木やかずらを運ぶ者何人、牛馬を構える者何人というようにそれ

一村ノ人夫百人ナラバ其内誰々何十人ハ木ヲ伐リカツラヲ採り誰々何十人ハ牛馬ヲ引テ木カツラヲ運ヒ誰々何十人ハ木カツラヲ請取り墻ヲ構フヘシト夫々に相應ノ事ヲ申付ケ三様トモニ二人柄ヲ撰ヒ：（中略）：墻ノ高サ大墻六尺内サキムヘアケヒヲ用ヒ

して、大垣は、構えるだけではなく、その大垣を監視するための目付や木戸を見張る番人をそれぞれ割り当てる。表Ⅳのように、例えは、①の大垣（地図Ⅱ参照）には、目付六人、番人五人を割り当て、八十日間（一回の猪鹿逐詰の期間）作業に当たらせるべ八八〇人の人夫が必要であると算出している。以下の大垣も同じように見積もり（但し、②と④の大垣には三三〇日当て

る）目付、番人の総数を一万二五三〇人と見積もり、食料は、八七石七斗一升が必要となる計算である。このようにして大垣、内垣を構えるのではなく、猪鹿の隠れそうな所を一掃するために木払い、時には茂みを焼き払う作業を行うのである。その具体的な計画を見てみると

表Ⅱ 各郷の人数割り当て（『猪鹿逐詰之次第』より）

郷名	豊崎郷	佐護郷	伊奈郷	三根郷	仁位郷	与良郷	佐須郷	豆酸郷	計
給人	55人	31人	33人	12人	36人	56人	18人	17人	258人
足軽	2人	14人	3人	16人	24人	9人	5人		73人
10歳以上の男	780人	660人	1270人	800人	950人	1400人	670人	300人	6830人
人夫	520人	440人	846人	524人	632人	920人	446人	200人	4524人

表Ⅲ 各大垣・内垣の垣づくり作業の割り当て（『猪鹿逐詰之次第』より）

位置	①	②	③	④	⑤
大内垣	大垣	内垣	大垣	内垣	大垣 内垣 南の内垣
郷割り当て（1日）	豊崎・佐護郷より 612人	佐護・豊崎・伊奈郷より 1332人	伊奈・豊崎・佐護・三根郷より 1440人	三根・伊奈・仁位郷より 972人	仁位・三根・与良・佐須郷より 1008人
郷中	960人	1806人	2330人	2002人	2522人
人夫（20日）	5760人	6480人	10080人	16560人	720人 21600人 8640人 10800人 7200人 12960人 20160人
計（20日）	12240人	26640人	28800人	19440人	20160人
総計		127440人	飯米（7合飯米）		887石4升
垣奉行	200人	日数（20日）	4000人	飯米（7合飯米）	28石

表Ⅳ 各大垣における目付、番人の分担（『猪鹿逐詰之次第』より）

位置	①	②	③	④	⑤
分担	目付	番人	目付	番人	目付
人數	6人	5人	6人	9人	6人
各分担延人数	480人	400人	1980人	2970人	480人
日数	80日	330日	80日	330日	80日
延人数	880人	4950人	1040人	4620人	1040人
目付		5400人	番人		7130人
総計		12530人	飯米（7合飯米）		87石7斗1升

大木ノ下ノ焼ク事ナラヌシクリハ
残ラス伐剥キ其内ニテ用ニ立ヘキ
櫛柴ハ内牆を構フル處ニ運ヒ内牆
ヲ構フル間ニ風ノ強カラヌ日ヲ撰
ヒ風下ト高キ方ヨリ火ヲ放テ四五
十間程焼入レ左右ヨリニ三十間程
焼入レ其上ニテ風上ト卑キ方ヨリ
火ヲ放テ燒拂ヒ外ニ火移ラヌ様ニ
警固シ其人夫ハ一里角ノ坪ヲ百人
ニ當ヘシ

「焼き払うことが可能な場所は、
風のない日を選び十分に見張りをつ
け一里四方単位で焼き払い、焼く
ことができない場所は、木を払つて
猪鹿の隠れそうな場所をなくしてい
けば、逐詰る事が容易になる。」と
指示している。この作業的具体的な
計画は、表Vにあるように、例えば
①の大垣（地図II参照）の場合、豊
崎郷と佐護郷より作業可能な九六〇
人中六〇〇人を選び、払いの日数を
五日と仮定して、のべ三〇〇〇人を
要であると算出している。このよう
にして茂みを払った後、内垣を構え
ていよいよ猪鹿逐詰の作業となるの
である。

猪鹿逐詰ノ仕形ハ半里ニ一里半程
ノ坪ヲ人夫六百人犬二百疋ニテ
日ヅツ逐ヒ人夫三人ノ内一人ヲ小
頭ニシテ小頭一人ノ左右ニ組子ノ
人夫ヲ一人ヅツ立テ間配リト歩ミ
様ト程ヨクイタサセ人夫十五人ニ
給人一人ヅツ相添工行列ノ外二ナ
リテ人夫ノ前後左右ヲ立廻リ間配

リト歩ミ様ヲ下知セシメ其坪ノ猪
鹿ヲ逐詰メタル翌日ハ隣ノ坪ノ猪
鹿ヲ逐詰ヌヘシ

半里×一里半の面積を人夫六〇〇
人と犬二〇〇匹ずつで一日作業を行
い、三人一組で列を作り十五人に一
人の給人をつけ、列の間の間隔を見
るなど、その列を監督させる。この
ようにあらかじめしつかりとした統
計をもとに予測を立て、事を確実に
行えるように計画しているのである。

表V 各内垣のしきり拂い作業の割り当て（『猪鹿逐詰之次第』より）

位置	①	②	③	④	⑤	
内垣の数 (半里×1里半)	8	16	20	12	16	16
郷割り当て (1日)	豊崎・佐護郷より 600人	佐護・豊崎・伊奈郷より 1200人	伊奈・豊崎・佐護・三須郷より 1500人	三須・伊奈・仁位郷より 900人	仁位・三須・与良・佐須郷より 1200人	与良・佐須・豆鼓郷より 1200人
郷中 人夫(5日)	960人	1806人	2330人	2002人	2522人	1566人
総計	3000人	6000人	7500人	4500人	6000人	6000人
		33000人	飯米(7合飯米)			231石

「農民を使うには、厳密に法律を
作つてその法に背く者は、それ相応
の罰を与えながら、農民が今回の事
業を大変だと思わないような工夫を
する方が大切である。もし、家庭
で規定よりも多めの食料を支給しな
いことがある者には、協議をした上

百姓ヲ使フニハ嚴密ニ法ヲ立テ背
ク者ハ相應ノ科ニ申付ケ其中面々
ノ手前ニ難儀ナルト思フ事ナキ様
ニシテ使フヘシ：（中略）老人小
児病者片輪ヲ數人養フ者一冬一春
ノ内ニ七十日程猪鹿逐詰ノ事ニ掛
リ家内難儀ニ及バゝ僉議ノ上ニテ
飯米ノ分量ヲ定マリヨリ多クアタ
フヘシ

しかし、庄右衛門の計画は緻密さ
と確実さだけに留まらない。実際に
逐詰を行う時には、断固とした統率
力と寛大な温情を責任者等に求めて
いるのである。例えば、一つの内垣
内に猪鹿見出し役を二人ずつ付ける。
この猪鹿見出し役は、猪鹿を発見し、
その数をしつかり把握しておくこと
が役目となる。猪鹿見出し役は、大
切な役目となるため、その村の氏神
の拝殿において名を記し、血判を押
す義務を負わせた。もし、役目を怠
ることがあれば、その村に一日、隣
の郷の大村に二日、その本人をさら
すように定めている。また、庄右衛
門の猪鹿逐詰に対する断固たる統率
力と温情の現われは、その他の人夫
の取扱いを指示したところからも読
み取ることができる。



八幡宮神社の境内に建てられた頌徳碑

さい。特によくがんばった者には、
褒美をやり、怠ける者はその村に一
日さらしなさい。」という指示であ
る。

このような決意で臨んだ逐詰の割
り当てを具体的に見ると表VIにある
ように①の大垣（地図II参照）の場
合には、豊崎郷と佐護郷より作業可
能な一〇六一人（給人・足輕を含
む）中六〇〇人を選び、八日間の日
数を割り当て、のべ四八〇〇人が逐
詰を行う。以下の大垣も同じように
見積もり、総計で五万二八〇〇人の
人夫を動員し、食料は、三六九石六
斗が必要であると算出している。こ
のようにして、一連の猪鹿逐詰に動
員が予定された総人数は、二十二万
九七七〇人となり、総食料数は、一
六〇三石三斗五升にも及ぶ。この計
画書の中には、さらに、猪鹿逐詰の
作業をどの時期に行うかという具体
的な事柄も盛り込まれている。

表VI 各内垣の逐詰めの割り当て（『猪鹿逐詰之次第』より）

位置	①	②	③	④	⑤	
内垣の数 (半里×1里半)	8	16	20	12	16	16
郷割り當て (1日)	豊崎・佐護郷より 600人	佐護・豊崎・伊奈郷より 1200人 (2組に分ける)	佐奈・豊崎・佐護・三根郷より 1200人 (2組に分ける)	三根・伊奈・仁岱郷より 1200人 (2組に分ける)	仁岱・三根・与良・佐護より 1200人 (2組に分ける)	与良・佐須・豆酸郷より 1200人
郷中	960人	1806人	2330人	2002人	2522人	1566人
人夫(日数)	4800人	9600人	12000人	7200人	9600人	9600人
日数	8日	8日	10日	6日	8日	8日
総計		52800人	飯米(7合飯米)		369石6斗	

十一月十日マテニ麦ノ仕付ヲ仕廻ヒ同十一日ヨリ牆ヲ構へ十二月廿五日頃マテノ内ニ猪鹿ヲ逐詰メ正月ハ六日ヨリ牆ヲ構へ二月廿日頃マテノ内ニ猪鹿ヲ逐詰メ十一月一日ヨリ翌年二月廿日頃マテノ内ニ猪鹿ヲ逐詰メ正月廿日程ニシテ勤メノ日數七十日程ナル：（中略）：牆ハ廿日頃マテ日數百日程ノ内歲暮年始合テ十日程雨山剥ハ五日ニ積リ猪鹿逐詰ハ或八日或ハ十日或ハ六日ニ積ル風廿日程ニシテ勤メノ日數七十日程ナル：（中略）：牆ハ廿日頃マテ日數百日程ノ内歲暮年始合テ十日程雨山剥ハ五日ニ積リ猪鹿逐詰ハ或八日或ハ十日或ハ六日ニ積ル

「その年の十一月十日までに農作業を終え、十一月十一日より垣を構え、十二月二十五日ごろまで猪鹿を逐詰め、正月は、六日より垣を構えて、二月二十日ごろまで猪鹿を逐詰める。猪鹿逐詰の期間は、前年の十一月十一日より翌年の二月二十日までの約百日程度とし、そのうち、年未始の十日間、雨風でできない日二十日間を差し引いて実質的な作業期間は、七十日と考える。垣を構えるのに二十日、山を払うのに五日、年始の六日をあて、作業が進まないときは、十二月の二十八、二十九日まで延びることもある。」という

以上が『猪鹿逐詰之次第』に見る陶山庄右衛門の猪鹿逐詰のための計画である。この計画は、四年で終わるというものであつたが、実際には、九年という歳月を費やし、約八万頭の猪を全滅させている。いずれにしてもこの大事業を成し遂げられたのは、緻密で確実な計画に加え、断固たる姿勢で農民を統率し、時には、寛大な温情によつて事をすすめようとしたからにほかならない。そこにこの『猪鹿逐詰之次第』の、計画書を超えた『実践書』としてのすばらしさを感じずにはいられない。

陶山庄右衛門は、猪鹿逐詰が完結する前年の宝永五年（一七〇八）に、郡奉行の役を免ぜられている。その理由は明らかではないが、いずれしても庄右衛門が計画し、実行した

結びにかえて

陶山庄右衛門は、猪鹿逐詰が完結する前年の宝永五年（一七〇八）に、郡奉行の役を免ぜられている。その理由は明らかではないが、いずれしても庄右衛門が計画し、実行した

ことが受け継がれてこの大事業が達成されたことは間違いない。猪鹿逐詰が行われ完結した当初、この事業に対しても必ずしも皆が賞賛したわけではなかつたと言われている。しかしこの事業を、猪鹿逐詰から三百年たつた今日までの長い周期として捉えた時、つい最近まで対馬には猪が生息せず、農作物への被害もなかつたことを考え合わせれば、庄右衛門の洞察力と実践力が改めて見直されるところである。この先を見据えた偉業に早くから気づいていた当計画であつた。

以上が『猪鹿逐詰之次第』に見る陶山庄右衛門の猪鹿逐詰のための計画である。この計画は、四年で終わるといふものであつたが、実際には、九年という歳月を費やし、約八万頭の猪を全滅させている。いずれにしてもこの大事業を成し遂げられたのは、緻密で確実な計画に加え、断固たる姿勢で農民を統率し、時には、寛大な温情によつて事をすすめようとしたからにほかならない。そこにこの『猪鹿逐詰之次第』の、計画書を超えた『実践書』としてのすばらしさを感じずにはいられない。

参考文献

- ・『毎日記』元禄十三年 御郡奉行所
- ・『新対馬島誌』
- ・『猪鹿逐詰之次第覚書写』
- ・『対馬島誌』

佐護郷中謹んで之を建つ
雨森東五郎誠清代つて撰ぶ
と刻まれている。

また、この『曠古遺愛の碑』が完成した八十年後の文化九年（一八一二）には、その傍らに、陶山庄右衛門の偉業を讃えた碑が、當時、対馬藩の家老であった戸田頼母によつて建てられている。この碑は、公の立場で正式にこの猪鹿逐詰を評価したものであり、これによりこの事業は、対馬全島民にとって賞賛に値するも

のとなつたのである。この稿を終るにあたつて、その碑に刻まれた碑文を紹介して本稿の結びにかえたい。

国のことよく知る人の
なかりせば
などか建てなんこの碑を

文化九壬申年六月
戸田頼母源暢明



佐護の金倉壇にある曠古遺愛の碑

・『陶山訥庵先生小伝』 賀島由己
対馬島誌編集委員会

日朝の橋渡し

通信使を支えた対馬藩



国分寺の門
文化4年（1807）客館の新築と同時に建立された。

はじめに

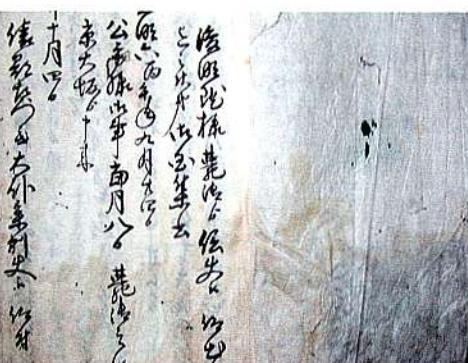
厳原の鎮守、八幡宮神社を出て、遊月橋を渡り、東に直進すると国分寺に辿り着く。この地にはかつて、朝鮮通信使一行の宿泊施設「客館」があつた。その入り口には、対馬隨一の四脚門が悠然と構えている。この門は、文化八年（1811）の対馬易地聘札（対馬で日朝の国書の交換儀式を挙行する）に向けて文化四年（1807）に建てられた客館の表門であり、朝鮮通信使一行はこの門を通って出入りしたのである。

江戸時代における来日の主な理由は、日本側においては日本統一や和平の祝賀のため、朝鮮國側は被虜人を連れ戻すことや国情探索、清朝への奉制等であり、両国の思惑は異なっていた。しかし、明暦元年（一六五五）の通信使以降からは両国共に徳川將軍襲職祝賀のための派遣という認識であつた。

この一行は対馬を経由して遠く江戸まで往復していたが、日朝の国を挙げての大事業に、対馬藩が深く関わっていたことを示す記録が本館に多く残っている。そこで今回、宗家文庫史料の一部をひもとき、通信使を迎えるにあたつての対馬藩の関わり調べてみた。

小山 満信

その朝鮮通信使（以下、通信使といふ）とは、朝鮮国王が書契（国書）及び礼單（進物）をもつて足利將軍や徳川將軍等に派遣した外交使節団である。室町時代に三回、安土桃山時代に二回、江戸時代には慶長十二年（1607）から文化八年の二百余年の間に十二回（前半の三回は正式には「回答兼刷還使」という）來日している。



天明6年9月24日
10代将軍徳川家治（浚明院）薨御の知らせが届く。
宗家文庫史料「信使講定之次第等集書」

一 通信使来聘までの手順

天明六年（1786）の「御代替二付大計使・大慶使被差渡大口訳官渡海信使講定之次第等集書」に、「公方様御事当月八日薨御之段京大坂より申来」と、天明六年十代將軍徳川家治が九月八日に死去したという一報が九月二十四日に京大坂から府中（現在の厳原）の対馬藩庁に届いたことが記されている。

以下、日を追つてその経過を辿つてみたい。

以下、日を追つてその経過を辿つてみたい。

五月二十四日に裁判使・原宅右衛門が渡海し、通信使来聘に向けて下交渉を行つたり、また、四月十五日の將軍宣下を受けて、江戸幕府第一代將軍に徳川家斉が就いたことを朝鮮國に伝える大慶參判使が六月十三日に渡海している。その後、十二月二十五日に訳官使一行が府中に入港している。

翌年正月二十三日に、通信使来聘に関する日本側の意向二十九項目を記した書付をその訳官使に渡していくが、内容は、①「礼式に關わること」と②「派遣編成及び持參するものに關わること」③「道中の心構え」の三つに分類することができる。

例えば①について原文で示すと、

まず、同年十月四日に、將軍が死去したことを朝鮮國へ知らせる大計參判使が発令され、十一月二十八日に派遣されている。ちなみにこの使者は対馬藩が仕立てるが、対馬では、將軍の名のもとに朝鮮王朝に遣わす使いを參判使と称し、対馬藩主のそれを裁判使と呼んでいた。

次に、対馬藩家老古川図書が幕府

との協議のため、十月二十三日に江戸に向かっている。その間、対馬では新しい將軍が就いたことを朝鮮国に知らせる大慶參判使を十一月一日に発令し、いつでも対応できる体制をとつていた。

一 東武之大礼并京大坂對州其外
所々礼式之事

一大号并二国書之式別幅之事

と、儀式を行う場所や内容の提案、
②については、

一 学士能書能画并弓芸之人吟味之
上被召連候事

一 理馬之儀駿馬二相附先達而被差
越鷹飼様療治等相心得候人一両
人被召連候事

書や絵画、医術等、具体的に芸術
に秀でた人物の派遣を要請し、文化
交流を意識した日本側の意図が伺え
る。③については、

一 我國之風習二而者何品二よらす
足蹴候者甚不敬二相當候間：

(中略)：大成恥辱与存則及刃
殺事茂可有之大切成儀二候間一
行中江兼々相慎候様嚴被仰付置
度事

一 江戸大坂二而御借被成候器物品
二依紛失有之三使躰面不宜候故
上々官江帳面可被相渡候間引合
度事

一 海路通船之節船上之一躰ハ何国
茂船将江委子候儀ニ而其国其所
二而風雲之変易潮之満干ニ至算
外之口受口傳有之習ニ候得者我
國之海上者我國之船将を御用有
之ニ不如事候間何卒我國船將之
申所御疑無之此方江御任候様有

二 事前の準備

(一) 正徳度における狼煙

通信使の派遣が決定すると、江戸
までの道中の関係諸藩は、幕府の命
により、受け入れの準備をすること
になる。対馬藩も当然島内の受け入
れ準備を進めるが、藩あげて予行演

足で人や物を蹴ることは日本では
失礼な行為にあたるので通信使一行
によく言い聞かせておくこと、饗應
時に用いる器類をきちんと返納する
こと、更には、船上では領海内の船
長が実情に詳しいのでその国の船長
の判断に一任すること等、日朝の文
化や風習の違いを具体的に示し、事
件や事故が起きないよう、共通理解
を図っている。これらの内容を帰国
後、直ちに朝鮮朝廷に報告し、審議
するように訳官使に伝えている。こ
のように対馬藩は、將軍の代替りの
ように、幕府と朝鮮国との間に立って、
事細かに連絡を取り合い、通信使派
遣の実現に向けて調整していたので
ある。

ただ、この時の通信使来聘につい
ては、対馬藩の努力の甲斐無く、日
本側の諸事情により、延期になつて
しまつた。次回の通信使の訪問は、
これから二十四年も経過した、文化
八年、対馬での易地聘礼となるので
ある。

之度候

習までしていいたという記録がある。
対馬藩では、通信使一行が対馬最
初の寄港地に着いた時、また、そこ
を出航した時、そのことを府中に知
らせなければならなかつた。その伝
達の手段として狼煙が用いられてい
たが、それがうまく伝わるかどうか
事前に演習をしていたのである。

狼煙とは、藁や生柴などを焚いて
打ち上げる煙のことで、遠く離れた
場所からの知らせを最も早く伝える
ことのできる伝達手段であった。対
馬では古い時代からこの方法が取り
入れられていた。『日本書紀』の天
智天皇三年（六六四）に、「是の年、
対馬嶋、壹岐嶋、筑紫國らに、防人
(さきもり)と烽(すすみ・とぶ
ひ)とを置く」とある。この時には
対馬島内で引き継がれた合図が、壹

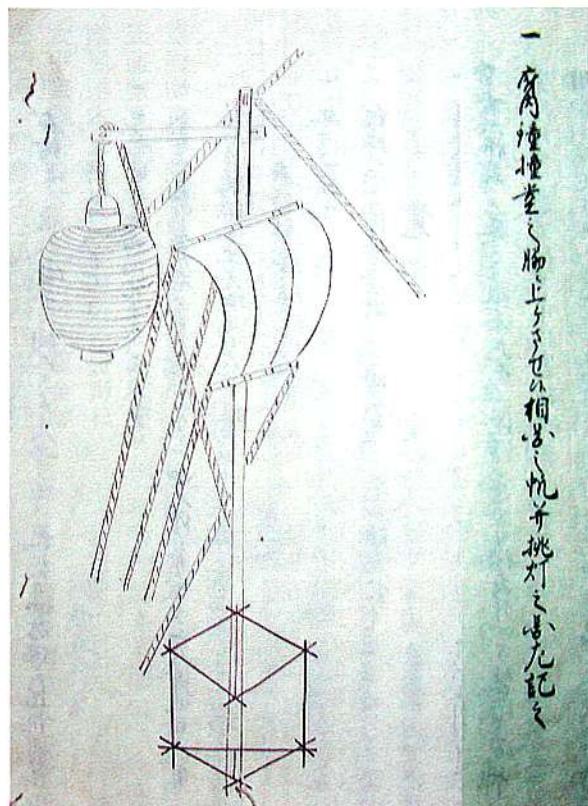
岐、太宰府を経て京へと伝わつて
いった。時を経て、江戸時代でもこの手法
を用いたのである。

正徳度の「信使ニ付狼煙之覚書」
には、火立隈の場所、浪煙の方法、
府中の哥舞曾根の持えと番所作りや
鐘撞堂の帆・挑灯等のことが記され
ている。

まず、火立隈の場所は図①のとお
りである。このときの対馬の窓口は
佐須奈であり、そこの遠見番所から
合図が始まり、図①のよう南に向
かって中継するように計画されてい
る。その方法は、



図① 火立隈の名称及び位置図



府中鐘撞堂である合図の帆並びに挑灯の図
宗家文庫史料「正徳元年 狼煙之覚書」

一大竹三本結立是二わくを仕掛け
クノ中ニ草葉を一はい積かさね
狼糞を生木の葉ニ包草葉の中ニ
入志たより火をかけて焼
一狼煙晝者煙夜者火を主意とす
一哥舞曾根火立所相國府内鐘堂晝
白帆あげ夜は大挑灯をともし申
すべく候間鐘つき堂能く見え候
場所見分致し火立所出来候様申
付候

ち指示されている。狼煙をあげるだけなく、更には鉄砲（空砲）を打ち、音でも知らせる念の入れようであつた。この手はすが順調に機能するかどうか、確認しているのである。

六月十三日条に、

當初予定していた五月二十五日は天候が悪く、六月十三日に実施されている。信使一行が佐須奈浦に入港する予定時刻の午ノ上刻（午前十一時頃）、佐須奈村の遠見番所から煙をあげ、鉄砲が打たれた。以後、岡①の順に南下して受け継がれ、最終地府中まで届いたのは午ノ中刻（正午頃）という。

この予行演習より、鉄砲の音が聞こえない場所が数カ所あることや府中の鐘撞堂で上げた確認の合図の帆

が哥舞曾根から見えないことなどが

判明している。そして予行演習で明らかなった課題を直ちに改善し、四日後には覚書で関係者に通知して徹底を図っている。

その他にも、当日の天候によって狼煙や鉄砲がうまく機能しない場合のことも想定して、飛脚を準備していたことも「信使ニ付早繼飛脚触状之事」に記されている。佐須奈村から、深山村、仁田村、久原村、三根村、仁位村、樽の浜、府中の順で村々を受け継いで書状が届けられる体制がとられていた。信使一行を無事に迎え入れるために藩あげて入念な下準備がなされていたことが伺える。

(二) 対馬易地聘礼時の準備

対馬藩にとって、通信使を迎える準備の中で最も大がかりだったのはやはり文化八年の対馬で国書の交換儀式（対馬易地聘礼）をした時であろう。本館収蔵の通信使関係の記録もこの時代のものが飛び抜けて多い。その時の事前準備として、通信使一行の宿泊施設「客館」の新築、宗家の棧原館や金石館の新改築、道路や港湾の整備等の工事が次々に行われた。

最初にふれた客館の表門造作もその一つであった。「客館造作記録」文化二年（一八〇五）十二月十七日条によると、

信使客館国分寺ニ御取建方追江戸
表得示談国分寺ニ御議定有之候付



表門 記録に見える一部分

左之趣相達
御国之儀信使来聘之御用と相成り
幕命によつて、信使一行の宿舎と
して国分寺に客館を建てることが決
定し、翌年の正月十日条には
客館を国分寺ニ被相設候

とあり、八幡宮神社へ延びる道を拡張するための用地買収がされている。
そして、文化三年（一八〇六）十月
二十日から着工し、同四年（一八〇七）に完成している。この時に表門
も築造された。

とおり、八幡宮神社へ延びる道を拡張するための用地買収がされている。
ハ直段可申出替地望之面々者屋敷
計之直段可申出

表門明キ間壹丈三尺楓建虹梁蟻股
太平束影物有之外組桁付キ扉金物
銅屋根本瓦棟包菊座輪違壹通熨斗
五通襖瓦壹通鬼板鱗共櫬澁撲塗破
風櫛切衷甲楠懸魚六葉鱗桁隱レ

更に「客館御普請ケ所付覚」に、「一
表門並びに左右の石垣四拾八右出来
仕つり候」とあった。

ところで、このような諸準備の進

捲状況把握や打合せのため、幕府関

係者が対馬に来る機会が多く、その

対応も一仕事であった。

文化六年（一八〇九）に遠山左衛

門尉が来島し、訳官使と打合せを

行つてゐる。「遠山左衛門尉様訳官
使江御逢被成候節之手配」によると、

一御旅宿より御屋敷江御徒士目付

者御小人目付手引之足輕羽織袴

二而可差出事

一御家老并御用達之御留守居罷出

挨拶可致事

一御通筋門前飾手桶差出事

等、遠山左衛門尉と訳官使が協議を
行う当日の対馬藩関係者の対応が細
かに記録されている。

それぞれの使者を迎えるに当たつ
て、宿舎、食事、当日の行動予定等、
いろいろな場面での手引きを作成し、
物事が円滑に進むよう、入念な下準
備がされていた。

いろいろな場面での手引きを作成し、
物事が円滑に進むよう、入念な下準
備がされていた。

と記録されている。

鰐浦碇泊中の二月二十日子の刻
(午前零時頃)に、副使船から出火
し、焼失するという事態が発生した。

この一報が早速飛脚により府中の藩
通信使一行は、正使、副使、従事
官の三使を筆頭に、上々官(通詞)、
製述官、医者、画家、軍官、小童等、
総勢三百名から五百名で構成され
いた。

延享五年（一七四八）、第九代將
軍徳川家重の襲職祝賀のため、正使
洪啓禪以下四七七名で構成された一
行は、釜山・永嘉台で海神に航海の
安全を祈る儀式を済ませた。いよいよ
江戸に向けて船出となるが、一行
の乗る船は、騎船三隻、卜船（荷物
船）三隻、計六隻であり、騎船の第
一船に正使、第二船に副使、第三船
に従事官が乗船した。

一行が釜山を出航し、約五十キロ
の海峡を渡つて最初に着いた異国の
地は対馬最北端・鰐浦であつた。悲
劇はそこで起つた。「信使參向於
鰐浦副使駕船燒失之一件」延享五年
二月廿一日条に、

また、この事態を東武（江戸幕
府）はもとより、次の寄港地である
壹岐勝本、更には京大坂へもすぐに
伝えている。知り得た情報は関係先
へ迅速に知らせ、共通理解のもと、
対応策が講じられていくのである。
二月二十二日条に、

信使一行の安否と被害状況など詳
く命別条無之候哉燒失之様子委遂見
分早々上府可被申上候
義為檢分被差下候：（中略）：人
之儀被聞召御氣遣思召候依之兩人
申越候趣左二記

副使駕船燒失一船之荷物不残致燒
失候付官服別幅私禮單武器樂器等
迄茂致燒失候

右出火之節副使附中官壹人燒死仕
外ニ怪我人五人有之段兵左衛門方
より申越候付：（中略）：右二付
四拾六挺立早船式艘朝鮮人乗船迎
聘便乗船用として差下候付昨日船
用意申渡今朝令出帆候得共逆風二
而欠戻ス

と、朝鮮国王から將軍へ渡す別幅
(進物)をはじめ、儀式や行列で使
用する官服や道具、武器等全て焼失
したこと 등을伝えている。対馬藩は日
本で揃えられるものは調達し、朝鮮
国でしかできないものは少しでも早
く購入しておいたのである。

序に届けられた。不測の事態発生に
対馬藩関係者の混乱ぶりが想像され
るが、

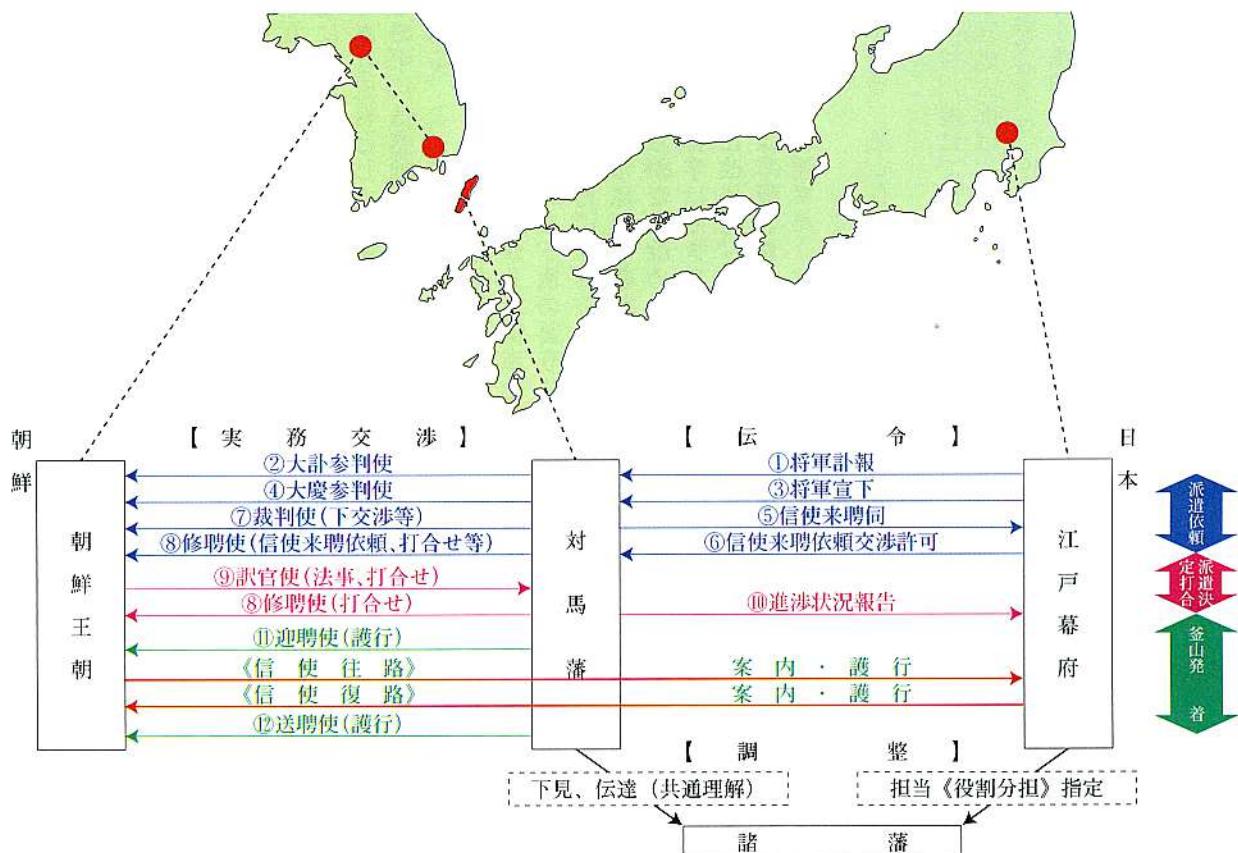
このときの対馬藩士の活躍がわか
る一例として、

阿比留俊三郎 黒米五俵

右者昨日御對活之節於鰐浦副使駕
船失火之節人命相助勵相勝候段從
三使御挨拶有之



宗家文庫史料「延享 信使記録」



図③ 朝鮮通信使派遣に向けた対馬藩の動き

く取り寄せができるよう、迅速に連絡をとっている。そして三月十三日条に、

副使ト船を騎船二御用候様相済居候處不丈夫有之騎船二いたしがたく候間正使ト船を致騎船二副使ト船ハ正使ト船二可致候

とあり、鰐浦から府中までの島内移動は緊急であったので早船を使用し、江戸に向けて府中を出発するときは正使の卜船を副使の騎船に代用している。また、副使ト船は日本船が使われ、予定通りに江戸に向かうことができた。

「副使駕船焼失」という不測の大惨事に直面した副使の心労は想像を絶する。そのような中で繰り広げられた懸命な救出活動や迅速な連絡調整、便宜を図った事後処理等、対馬藩の献身的な対応は副使のみならず、信使一行を勇気づけたことであろう。

おわりに

以上、わずかな事例からではあるが、通信使を迎えるにあたって、対馬藩が担つた主な役割は、伝令、実務交渉、調整であったことが伺える。(図③)

江戸から遠く離れた、日本の国土面積の〇・二%にも満たない小さな島の藩が、江戸幕府と朝鮮王朝との間に立つて、日朝の平和外交の橋渡

しを行っていたのである。そこには両国の友好関係を保つための対馬藩の人知れない努力の跡が見えてくる。その重責を支えたのは、地の利を生かして、古くから朝鮮半島と独自の交易を展開してきた対馬の交流実績といえるであろう。

今日の対馬も市民レベルの日韓交流に力を入れ、観光、文化、スポーツ等、さまざまな分野で取り組みが行われている。

そのような中、平成十九年(2007)は江戸時代の通信使が初めて来日した年からちょうど四百年にあたる。これを契機に、対馬の振興とあわせて友好の輪を一層広げ、更なる親善関係を構築しようとすると、通信使がやってきた善隣外交の時代、とりわけ、お互いが理解し合い、尊重し合う「誠心の交隣」を対馬が中心となつて今一度振り返ることは有意義なことであろう。

参考文献

- ・「新対馬島誌」
- ・「図説 朝鮮通信使の旅」
- ・「朝鮮の通信使」
- ・「特別展観 朝鮮通信使」
- ・「対馬藩の狼煙について」

・国史大辞典

(『対馬風土記』31号)
吉川弘文館
日野義彦

対馬島誌編集委員会
仲尾宏・辛基秀
田中建夫
東京国立博物館

史料

対馬志士小宮延太郎伝

大森 公善校注

はじめに

幕末の激動期を志士として生き抜いた一对馬出身者の伝記である。現場にいた当人しか知りえぬことも多くあり史料として価値がある。なお、その中には感動させられることが多い。ここにこれらを紹介する。

原著の構成、文体、用字等をできるだけ尊重した。しかし、文章を読みやすくするために、次のように若干の修正を加えた。

○仮名づかいは原典を尊重し、カタカナはひらがなに改めた。

○古字、異体字はできるだけ現在通行の字体に改めた。難読と思われるものは、仮名をついた。

○句読点及び注▼()をつけた。

小宮寛二翁(伝) 青邨漁夫

旧対州藩にて此人ありと聞へたる小宮延太郎は、今は其名を寛二▼(履歴書では貫二)と改めて博多金屋町なる小山田勇三(翁の実弟)の許に寄寓せり。

漁夫一夜、翁の橋居を訪ひ、膝を交へて懐旧の談を試みしに、翁は元治甲子の年▼(元治元年一八六四年)方りて、対州藩兵に隸し、當時長州へ下向されたる三條公▼(三條実



日新館(幕末、対馬藩勤王党の拠点)

美)を守護して、真木和泉が率ひた忠勇隊に入り、三條公及び長藩世子公を哀訴しんが為めに、先づ東上の途に就きしが、其七月十九日京師▼(みやこ京都)の戦に於ける鷹司邸の危難、天王山の訣別等殆ど死するだけ苦難を脱して遂に我福岡に来り、野村望東尼が別荘に借伏したる中、図らずも長藩高杉東行▼(高杉晋作)と好誼を結びて、再び長州に下り、其麾下に従つて萩の俗論党を征服し、長防の藩論を一定し、以四囲の幕軍に膺らんとする折しも、対州藩の内訌▼(勝井騒動)劇発し、翁は同志と謀りて其家老平田父子▼(平田大江、平田主米)を援け、博多の尽義隊に加はりて、馬闕より府中▼(嚴原)に航し、鎮圧以て藩論を回復せんとしたるも、反対党的勢力を猶熾にして、平田父子は遂に其難に殉じ、翁は百

難を凌ぎて又た長州に入り高杉の軍に従つて、鞠躬尽瘁漸く幕軍を郤くを得たり。翁即ち福岡藩志士の遺志を踵ぎ、薩長両藩の調停を試みんとして、窃かに薩州に赴き、大久保甲稟▼(大久保利通)、西郷南洲に面して、遂に黒田了介を馬闕に伴ひ、木戸松菊▼(桂小五郎、木戸孝允)氏と密会して、久保利通、西郷南洲に面して、遂に薩長両藩連合▼(薩長同盟)の大計始めに成る。爾後翁は長藩の力を借りて對州藩の内訌を戡定し、一藩をして遂に尊壤の方途に嚮はしめたる凡そ五ヶ年に跨りし談話大に我福岡藩志士の行状と交渉し、明治歴史に特書すべき蔗も専からざれば、本日より齟を逐ひ、之を聯載することとなせり、其間涙を揮つて奸吏の專横を憤るべきもの、案を叩ひて志士の壯圖を贊くべきもの、悲聞壮語真に今古の情に堪へざるものあり、讀者之れを諒せよ。

対藩兵三條公を

防州山口に守衛す▼(文久三年八月十八日の政変・七卿の京落ち)

翁姓は小宮、名は謙礼、延太郎と称す。天保十三壬寅年▼(一八四二年正月朔日、対馬國下県郡嚴原田測町に生る。小宮母手儀の長子たり。安政元甲寅年▼(一八五四年)藩主の書院小姓たり。万延元庚甲年▼(一八六〇年七月七日家督を続き、藩主の側役たり。文久元辛酉年▼(一八六一年)二月藩命を奉じて、朝鮮に使し、同八月使命を果して帰藩す。文久三年転して藩の軍用方調役を務む。

此年八月十八日京師に於て、長州藩界町御門の警衛を解き、其藩士の入京することを禁じ、三條公以下の七卿は防州▼(山口県東部)へ下向せらるること▼(七卿京落ち)、対藩は兼て長州藩と交り深く、且つ三條公へも親戚の因みあるを以て一隊の兵を出して之を守衛することとなり。翁は同藩加納節藏、庄嶋繁蔵、藤正之助、平間為右衛門、寺田初左衛門、吉野弥次右衛門、小田久米助等と共に山口出張を命ぜられ、同年三月朔日一隊の兵を率ひて府中を発し、博多を経て同十日防州山口へ着す。越へて十二日翁は長藩佐久間佐兵衛及び三條公の執事真木和泉、土方楠左衛門、中村円太等の諸士に面して、其藩命を伝へ、翌日山口湯田に於て三條公以下の諸卿に謁見す。踵ひて同藩▼(対馬藩)田代在留梁井直江、八坂恵助、古賀寛二、津田愛之助、岩谷藤九郎、青木与三郎、古賀剛五郎の諸士も来着し、力を協せて三條公を守衛せり。是より先き筑藩中村円太は窃かに禁獄を逃れて筑紫衛等と田代に潜み、平田主米等の保護を受けたる中、偶々長藩小田村文助(楫取男爵)の長崎に赴かんとするに会す。小田村即ち中村円太等を長崎に送せしむ。中村これより対藩の志士と交染し、爰に馬闕細江町長府屋太兵衛方へ寄寓したる賤しからぬ武士▼(身分の高い武士)あり。対藩の中村

年十月平野國臣（筑藩）、河上弥市（長藩）と共に生野銀山に義兵を挙げたる主水正沢卿▼（沢宣嘉で七卿の一人）とは誰れ知るものなかりき時に、平田主米も山口に在りて三條公及び慈芳院（毛利家より嫁せられし故対馬守義章君の夫人）に謁見したるに、馬公は窃かに主米に命して沢卿を田代に伴ひ、更に之を対藩領なる筑前怡土郡吉井村浮岳清榮坊に擁護し、天下形勢の定まる時を俟つべしと依頼されしかば、主米の義、氣軀を忘れて之を保護し、翁及び二三の同志に謀りて梁井直江は直ちに田代に帰り之を迎ふるの準備をなせしに、当時の家老古川治右衛門之を聞きて、幕府の手前を憚り、断て之を拒みしかば、主米は遺憾やる方なく自裁して公に謝せんとせしに、翁聞て大に驚き、急に之を中村円太に謀り、公に面して具に事実のある所を陳述し、僅に主米を救ふを得たり。時に沢卿は四国を指して落行しきける。

鷹司邸内三将の屠腹▼（蛤御門の戦い・禁門の変）

元治元甲子年六月に至りて天下の形勢次第に切迫し、長藩の宥免、三條公の帰洛等に関して哀訴の為め長藩世子長門守殿は三條公以下を擁護し上京せらることとなり、翁は其先発として、先づ忠勇隊に入り、真木和泉、久坂義助▼（久坂玄瑞）等の麾下に従ひ、惣勢凡そ七百余、其六月十六日を以て山口を発し、翌三田尻港を経、舳艤相街んで東上す▼

（京都に行くこと。同廿一日大坂常安橋長藩邸の下江着船し、暫時休憩各隊伍▼（隊列のこと）を整頓し三十石の川船に移りて同夜淀川を遡り、翌晩攝州三島村より上陸して山崎宿へ向ふ、天王山麓にて長藩主及び三條公以下の上坂▼（大坂に行くこと）を待たんと欲し滞陣すること凡そ二十余日、七月十八日暮、隊將真木和泉の軍令によりて、遂に隊伍を整へ、戎装▼（戦争の装束）して京師に入らんと欲し、惣勢七百余人大砲四門を挽き、銃隊鎗隊其前後を擁し、旗幟堂々鼓行▼（太鼓をたたいての行進の例え）して進む。十九日拂曉櫻木原宿に達し、料餉▼（食糧）を遣ひ、松原通を聯行し、柳馬場丸太町へ達す。直ちに堺町御門より闕下▼（朝廷のこと）へ進み、哀訴する所あらんとせしに、薩州会津の兵固く閑門を鎖して容易に入ること能はず。即ち転じて鷹司殿の後門に入り、輔照公に依りて哀訴の意を致さんことを請ふ。此時我軍の輜重▼（軍の荷物）は幕軍の為に中遮せられ進退爰に詰まりければ、公は束帶して出て、一隊の者に告げて曰、余は今より参朝して詳細に之れを奏上すべし、宜しく鎮静して以て後命を待つべし、決して暴挙すること勿れど。直ちにしい四囲の幕軍を排して入朝せられしに、朝廷護衛固ふして入ること能はず。公は途中より兵乱を嵯峨へ避け合ひしとの噂あり、一隊遽かに騒ぎ立ちし間もなく門外の砲声雷の如く幕軍一斉に攻め寄せたり▼（禁門の変のはじまり）。我軍兵を四門に分ちて、応戦

（京都に行くこと。同廿一日大坂常安橋長藩邸の下江着船し、暫時休憩各隊伍▼（隊列のこと）を整頓し三十石の川船に移りて同夜淀川を遡り、翌晩攝州三島村より上陸して山崎宿へ向ふ、天王山麓にて長藩主及び三條公以下の上坂▼（大坂に行くこと）を待たんと欲し滞陣すること凡そ二十余日、七月十八日暮、隊將真木和泉の軍令によりて、遂に隊伍を整へ、戎装▼（戦争の装束）して京師に入らんと欲し、惣勢七百余人大砲四門を挽き、銃隊鎗隊其前後を擁し、旗幟堂々鼓行▼（太鼓をたたいての行進の例え）して進む。十九日拂曉櫻木原宿に達し、料餉▼（食糧）を遣ひ、松原通を聯行し、柳馬場丸太町へ達す。直ちに堺町御門より闕下▼（朝廷のこと）へ進み、哀訴する所あらんとせしに、薩州会津の兵固く閑門を鎖して容易に入ること能はず。即ち転じて鷹司殿の後門に入り、輔照公に依りて哀訴の意を致さんことを請ふ。此時我軍の輜重▼（軍の荷物）は幕軍の為に中遮せられ進退爰に詰まりければ、公は束帶して出て、一隊の者に告げて曰、余は今より参朝して詳細に之れを奏上すべし、宜しく鎮静して以て後命を待つべし、決して暴挙すること勿れど。直ちにしい四囲の幕軍を排して入朝せられしに、朝廷護衛固ふして入ること能はず。公は途中より兵乱を嵯峨へ避け合ひしとの噂あり、一隊遽かに騒ぎ立ちし間もなく門外の砲声雷の如く幕軍一斉に攻め寄せたり▼（禁門の変のはじまり）。我軍兵を四門に分ちて、応戦

（京都に行くこと。同廿一日大坂常安橋長藩邸の下江着船し、暫時休憩各隊伍▼（隊列のこと）を整頓し三十石の川船に移りて同夜淀川を遡り、翌晩攝州三島村より上陸して山崎宿へ向ふ、天王山麓にて長藩主及び三條公以下の上坂▼（大坂に行くこと）を待たんと欲し滞陣すること凡そ二十余日、七月十八日暮、隊將真木和泉の軍令によりて、遂に隊伍を整へ、戎装▼（戦争の装束）して京師に入らんと欲し、惣勢七百余人大砲四門を挽き、銃隊鎗隊其前後を擁し、旗幟堂々鼓行▼（太鼓をたたいての行進の例え）して進む。十九日拂曉櫻木原宿に達し、料餉▼（食糧）を遣ひ、松原通を聯行し、柳馬場丸太町へ達す。直ちに堺町御門より闕下▼（朝廷のこと）へ進み、哀訴する所あらんとせしに、薩州会津の兵固く閑門を鎖して容易に入ること能はず。即ち転じて鷹司殿の後門に入り、輔照公に依りて哀訴の意を致さんことを請ふ。此時我軍の輜重▼（軍の荷物）は幕軍の為に中遮せられ進退爰に詰まりければ、公は束帶して出て、一隊の者に告げて曰、余は今より参朝して詳細に之れを奏上すべし、宜しく鎮静して以て後命を待つべし、決して暴挙すること勿れど。直ちにしい四囲の幕軍を排して入朝せられしに、朝廷護衛固ふして入ること能はず。公は途中より兵乱を嵯峨へ避け合ひしとの噂あり、一隊遽かに騒ぎ立ちし間もなく門外の砲声雷の如く幕軍一斉に攻め寄せたり▼（禁門の変のはじまり）。我軍兵を四門に分ちて、応戦

（京都に行くこと。同廿一日大坂常安橋長藩邸の下江着船し、暫時休憩各隊伍▼（隊列のこと）を整頓し三十石の川船に移りて同夜淀川を遡り、翌晩攝州三島村より上陸して山崎宿へ向ふ、天王山麓にて長藩主及び三條公以下の上坂▼（大坂に行くこと）を待たんと欲し滞陣すること凡そ二十余日、七月十八日暮、隊將真木和泉の軍令によりて、遂に隊伍を整へ、戎装▼（戦争の装束）して京師に入らんと欲し、惣勢七百余人大砲四門を挽き、銃隊鎗隊其前後を擁し、旗幟堂々鼓行▼（太鼓をたたいての行進の例え）して進む。十九日拂曉櫻木原宿に達し、料餉▼（食糧）を遣ひ、松原通を聯行し、柳馬場丸太町へ達す。直ちに堺町御門より闕下▼（朝廷のこと）へ進み、哀訴する所あらんとせしに、薩州会津の兵固く閑門を鎖して容易に入ること能はず。即ち転じて鷹司殿の後門に入り、輔照公に依りて哀訴の意を致さんことを請ふ。此時我軍の輜重▼（軍の荷物）は幕軍の為に中遮せられ進退爰に詰まりければ、公は束帶して出て、一隊の者に告げて曰、余は今より参朝して詳細に之れを奏上すべし、宜しく鎮静して以て後命を待つべし、決して暴挙すること勿れど。直ちにしい四囲の幕軍を排して入朝せられしに、朝廷護衛固ふして入ること能はず。公は途中より兵乱を嵯峨へ避け合ひしとの噂あり、一隊遽かに騒ぎ立ちし間もなく門外の砲声雷の如く幕軍一斉に攻め寄せたり▼（禁門の変のはじまり）。我軍兵を四門に分ちて、応戦

（京都に行くこと。同廿一日大坂常安橋長藩邸の下江着船し、暫時休憩各隊伍▼（隊列のこと）を整頓し三十石の川船に移りて同夜淀川を遡り、翌晩攝州三島村より上陸して山崎宿へ向ふ、天王山麓にて長藩主及び三條公以下の上坂▼（大坂に行くこと）を待たんと欲し滞陣すること凡そ二十余日、七月十八日暮、隊將真木和泉の軍令によりて、遂に隊伍を整へ、戎装▼（戦争の装束）して京師に入らんと欲し、惣勢七百余人大砲四門を挽き、銃隊鎗隊其前後を擁し、旗幟堂々鼓行▼（太鼓をたたいての行進の例え）して進む。十九日拂曉櫻木原宿に達し、料餉▼（食糧）を遣ひ、松原通を聯行し、柳馬場丸太町へ達す。直ちに堺町御門より闕下▼（朝廷のこと）へ進み、哀訴する所あらんとせしに、薩州会津の兵固く閑門を鎖して容易に入ること能はず。即ち転じて鷹司殿の後門に入り、輔照公に依りて哀訴の意を致さんことを請ふ。此時我軍の輜重▼（軍の荷物）は幕軍の為に中遮せられ進退爰に詰まりければ、公は束帶して出て、一隊の者に告げて曰、余は今より参朝して詳細に之れを奏上すべし、宜しく鎮静して以て後命を待つべし、決して暴挙すること勿れど。直ちにしい四囲の幕軍を排して入朝せられしに、朝廷護衛固ふして入ること能はず。公は途中より兵乱を嵯峨へ避け合ひしとの噂あり、一隊遽かに騒ぎ立ちし間もなく門外の砲声雷の如く幕軍一斉に攻め寄せたり▼（禁門の変のはじまり）。我軍兵を四門に分ちて、応戦

（京都に行くこと。同廿一日大坂常安橋長藩邸の下江着船し、暫時休憩各隊伍▼（隊列のこと）を整頓し三十石の川船に移りて同夜淀川を遡り、翌晩攝州三島村より上陸して山崎宿へ向ふ、天王山麓にて長藩主及び三條公以下の上坂▼（大坂に行くこと）を待たんと欲し滞陣すること凡そ二十余日、七月十八日暮、隊將真木和泉の軍令によりて、遂に隊伍を整へ、戎装▼（戦争の装束）して京師に入らんと欲し、惣勢七百余人大砲四門を挽き、銃隊鎗隊其前後を擁し、旗幟堂々鼓行▼（太鼓をたたいての行進の例え）して進む。十九日拂曉櫻木原宿に達し、料餉▼（食糧）を遣ひ、松原通を聯行し、柳馬場丸太町へ達す。直ちに堺町御門より闕下▼（朝廷のこと）へ進み、哀訴する所あらんとせしに、薩州会津の兵固く閑門を鎖して容易に入ること能はず。即ち転じて鷹司殿の後門に入り、輔照公に依りて哀訴の意を致さんことを請ふ。此時我軍の輜重▼（軍の荷物）は幕軍の為に中遮せられ進退爰に詰まりければ、公は束帶して出て、一隊の者に告げて曰、余は今より参朝して詳細に之れを奏上すべし、宜しく鎮静して以て後命を待つべし、決して暴挙すること勿れど。直ちにしい四囲の幕軍を排して入朝せられしに、朝廷護衛固ふして入ること能はず。公は途中より兵乱を嵯峨へ避け合ひしとの噂あり、一隊遽かに騒ぎ立ちし間もなく門外の砲声雷の如く幕軍一斉に攻め寄せたり▼（禁門の変のはじまり）。我軍兵を四門に分ちて、応戦

して死す。

延太郎は同藩士と眞木と訣別して、山を下り、山崎町の一民家に入りて、暫時らく憩ふ。主人饗するに酒飯を以てす。衆皆な飢て起こと能はず。今や主人の好意によりて酒飯を了り、隨て英氣旧に復す。謝するに金若干を以てす。延太郎は同藩士加納節藏、藤正之亮、寺田初右衛門、吉野弥次、右衛門、小田久米助、平間為右衛門、庄島繁藏其他三條公の隨従五藩楠本文吉郎、南部興夫、利岡源兵衛等と共に山崎宿を出發して三島に至り、船に乗らんとす。他の一行は山崎街道を下り、直ちに西の宮へ向ふ二手に別れり。延太郎等は山崎宿を出れば日既に没し、京師の天顧れば炎縛を焦し、實に悲憤慷慨▼（嘆く）ことに堪へず。道路闇黒辛じて淀川の沿岸に至る。一民家に入りて船を出んことを求む。主人藩名を問ふ。対州藩と答ふ。主人辭るに京師兵乱、等実皆な長藩兵士にして、京師の戦へ敗れ大坂へ下る中途、道路闇黒、歩行に苦むとの故を以て船へ乗らんとするの情を以て、再び出船の勞を嘱す。主人義侠に富み長藩なりと聞き直ちに起て、必死を以て乗船の労を執んことを誓ひ、且つ酒を沽て一行為を饗す。待つこと暫時して船を纏ぐ。翌二十日の晩には船桜宮を過ぐ。松平譲岐守の警固あり、警吏銃

鎗を擬して、何れの藩ぞと問ふ。延太郎舷頭に立て対州藩と答ふ。警吏曰く、京師の変動、淀川往来の通路を厳制す。何故に通航するぞ。延太郎答て曰く、我藩は京師の変動は素より知るも、通船禁止の令を聞かず。拙者等は伏見より乗船して其変動を大坂藩邸へ注進▼（事変を急いで入らせること）する使節たり。願くば速に通船を許されよ。警吏曰く。暫時待て、參謀に問はんと。待つこと霎時に持來り、与へて曰く。天神橋の右側に小笠原の固めあり、又た其左側に城代の固めあり。依て船を其両警固場へ寄せ、此鑑札を示めさば、必ず異議なく通行する事を得んとて、懇に諭して通船を許し、且つ京師の情状を問ふ。依て延太郎はそこそこに答て、先づ其虎口▼（大脛危ない場所）を脱し、流を下ること数丁、船は天神橋に近づく。果して左側に城代の固めあり。大砲を警衛場前へ排列し、我船を目がけ発砲せんとし、甚急なり。延太郎は船の舷頭に立ち、件の鑑札を示し、対州藩なり、対州藩なりと連呼するも、其声警固場へ達せず。早や火を導火線へ移さんとす。船子は之を見て驚愕魂を失し、其危難を脱す。船下ること数歩、右側に小笠原の警固あり。延太郎自ら岸に上り、鑑札を取りて警固吏に示し、対州藩なるを表せしに、静に其通行を許す。於是乎、一行が乗たる船は天満橋対州邸の岸へ着す。直に藩邸へ入りて家老村岡近江、留守居役國分三左衛門へ面接し、具さに京師変動を陳す。：

（同月二十三日夜窃かに大坂安治川口を下り、八月三日馬関へ着す。：同六日山口湯田へ抵り、三條公へ謁見し、京師の戦況及真木和泉の遺図を呈上す。：一行は山口にありて猶ほ其三條公を守衛せり。：）

おわりに

履歴書の後半部分には、その後高杉晋作の挙兵に参加し、長州の藩論統一を受けたこと、大久保利通や西郷隆盛に接見して、長藩の情状を具し、薩長連盟の大計を説き、調和を固めさせたこと、高杉晋作の命を請った野村望東尼を救出したこと等、延太郎の志に一途に邁進した生きざまが記されている。

延太郎は、明治四年十二月十日、職を辞し、「爾後思つ仔細あれば仕官をなさず。家居して以つて今日に至る」と締めくくっている。日付は、明治二十六年一月二十八日（前に記した「小宮寛二翁伝」もその頃記されたものと思われる）になつている。

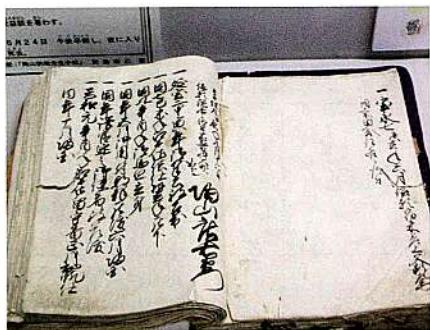
対馬藩の一藩士であつた延太郎の志士としての生き方に驚き、感心させられる。それを思うと幕末の島内政争で多くの人々が命を落としたことは島民として惜しむべきことである。

参考文献

- ・「小宮寛二翁伝」 青邨漁人
- ・「小宮寛二翁傳」 宗家文庫史料
- ・「小宮貫二履歴書」 小宮貫二 宗家文庫史料
- ・「對馬志士賀島砥川著」 村田書店版
- ・「對馬志士賀島砥川著」 中村正夫
- ・「小宮貫二の履歴書」 一
- ・「秘録日本歴史物語十三」

「猪鹿逐詰」が実行された当時の記録（宗家文庫史料）を展示し、具体的な方法を図や写真、パネル等で説明しました。また、陶山訥庵とゆかりのある地域、人物等を紹介し、更には、直筆といわれている「自警歌」や数々の著作の書物を見て頂きました。

対馬島内 ···· 四三三名
対馬島外 ···· 三三三二名
合計 三七六五名



宗家文庫史料「奉公帳」

対馬三聖人の一人といわれている、農政学者であった陶山訥庵（庄右衛門）の業績を紹介する「陶山訥庵展」を六月一日から七月二日まで開催しました。

陶山訥庵展

平成18年度企画展

館収蔵の朝鮮国信使絵巻（県指定有形文化財）を朝鮮通信使行列が再現（厳原港祭り）される夏休み期間中に公開しました。信使絵巻を展示ケース（長さ8m）いっぱいに広げ、人物一人一人の表情の違い、衣服や武具、馬等の細かで色鮮やかな描写を見て頂きました。

対馬島内 ···· 一六九名
対馬島外 ···· 一二五六名
合計 二四二五名



絵御本茶碗

対馬にのこる焼物展

対馬の伝統的な焼物である「対州窯」や江戸時代に幕府や諸大名への献上品として重宝がられた「釜山窯」は、対馬の焼物の歴史を語る上でもなくてはならない貴重なもので、そこで、「対馬にのこる焼物展」銘打つて十月十七日から十一月十二



江戸大絵図 (貞享4年木版)

本館収蔵の「宗家文庫史料」絵図類は、六四四点です。その中から対馬藩と関わりの深かった地域の絵図を中心に十一月十六日から十二月十七日に展示しました。

絵図展－絵図から見える対馬－

日の期間に、本館に収蔵されている「対州窯」「釜山窯」を中心に二十点の焼物を展示了。茂三（茂山）、松村弥平太等の焼物を展示し、個性あふれる作品を紹介しました。また、「対州窯」では、小浦窯、阿須窯、志賀窯、久田窯はもちろん、焼釜の所在にも今回踏み込み、焼釜があつたと思われるところを地図や写真で紹介しました。

対馬島内 ···· 五九一名
対馬島外 ···· 三一三〇名
合計 三七二一名

表1 平成18年入館者数（1月～12月）

成人	一般入館者		研究入館者	総計		
	小中高生			32,525		
	一般見学	その他の見学				
30,568	979	754	32,279	246		

表2 平成18年地域別一般入館者数（1月～12月）

島内	島外					総計
	九州	関西	関東	東北・北海道	外国	
2,342	2,989	2,756	2,805	490	20,897	32,279

特に対馬以外の対馬藩領いわゆる飛び地について、田代領（現在の佐賀県鳥栖市の一一部）等の様子を描いた絵図を対馬藩や浜崎領（現在の佐賀県唐津市の一一部）等の飛び地の変遷とともに紹介しました。また、その他にも、江戸、京都、大坂の対馬藩屋敷の絵図も展示し、当時朝鮮国との関わりにおいて重要な役割を担っていた事を紹介しました。

【各種講座】

平成十八年度の主な活動報告

講座名	実施日及び期間	参加人数	内容
古文書読み方講座	6月1日～8月10日(6回)	のべ132名	御郡奉行所の「毎日記」(宗家文庫史料)の中から、特に陶山訥庵の口上覚と殲猪令の読み下しを行い、猪鹿逐詰の様子や歴史的な背景について学習した。
中学生のための郷土歴史散策講座	8月4日	13名	対馬の歴史の古代から近代までの概説と古文書に親しむ活動として、陶山訥庵の猪鹿逐詰の読み下しを行い、その後陶山訥庵にゆかりのある地(御郡奉行所跡・窮民屋・修善寺・八幡宮神社等)の散策を行った。
高校生のための郷土歴史散策講座	10月21日	6名	「古代対馬の海の近道」「近世対馬の苦惱」「対馬三聖人の一人陶山訥庵は何をしたのか。」というテーマに沿って対馬の歴史の概説を行い、その後、修善寺・八幡宮神社等の散策を行った。
古文書自主講座	毎月第1土曜日	のべ38名	1年間の対馬藩の動きを知る手がかりとして宝永七年の「毎日記」(宗家文庫史料・表書札)を読みすすめている。(この年は、正徳度の通信使来聘の前年にあたる。)
出前講座	11月17日	67名	対馬市立大船越中学校において、対馬の歴史について古代から近代までの概説を行った。



古文書を熱心に解読する古文書読み方講座の受講生



昔の農具の説明にしっかりと耳を傾ける小学生



中学生のための郷土の歴史散策講座に参加した中学生

今年度も、元関西大学教授の泉澄一先生を中心として、宗家文庫史料の一紙物(現在のメモや手紙類にある)調査が行われ、約四万五千点に及ぶ膨大な量の史料に、一枚一枚目を通して表題をつけ分類しています。また、古文書修復作業も計画に沿った活動を続けています。特に今年度に入り、デジタル化に向けた準備も始まり、今後の活用を摸索しているところです。

対馬歴史民俗資料館は、七万点を越える貴重な宗家文庫史料の保存・修復・活用は勿論のこと、古代から受け継がれてきた歴史の検証、あるいは伝承を行い、広く皆さんに還元したいと考えています。そのため、折に触れ、ホームページをはじめさまざま

で、期間に、小学校八校四六二名、中学校四校二一〇名の児童生徒が、授業の一環として当館に来館し、対馬の歴史、文化、自然等について学習しました。

対馬の歴史を学習する際や、資料、書籍等の情報源が必要な場合、どなたでもお気軽に御活用ください。

【総合的な学習の時間】

【社会科見学

【総合的な活動】

な形で新しい情報を発信しています。

対馬歴史民俗資料館
入館案内

開館時間
9:00～17:00
入館料 無料
休館日 毎週月曜日(但し祝日の場合は翌日)
(12/28～1/5)
TEL/FAX 0920(52)3687
<http://www.pref.nagasaki.jp/t-reki/>

課長(兼) 長嶋 耕一
長(学芸員補) 小山 満信
係員補 原田 和幸
研究員 俵 公一郎
学芸員補 大森 公善
研究員 俵 公一郎
史料調査補助員 植葉 徳子
史料調査補助員 鈴木 みどり
史料調査補助員 安子

平成十八年度職員

*大江正康(対馬市在住)
近代気象記録
*築城安枝(対馬市在住)
軍服
*國分英俊(対馬市在住)
書籍
大切に活用させて頂きます。

資料の寄贈